

一般社団法人
日本MA-T工業会
会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、一般社団法人日本MA-T工業会と称する。

第2条 (主たる事務所)

本会の主たる事務所は、東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

本会は、MA-T (Matching Transformation System : 要時生成型亜塩素酸イオン水溶液を含む) の普及と価値向上を図り、もって我が国の科学技術の向上及び国民の豊かで健康な生活の確保に資する「MA-T活用のプラットフォーム」となるとともにオープンイノベーションを推進することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) MA-Tに関する調査及び研究
- (2) MA-Tに関する情報発信
- (3) MA-Tに関する認証制度の委託
- (4) 上記各号に附帯関連する一切の事業

第3章 会員

第5条 (会員の種類・資格及び権限)

1. 会員の種類・資格は次の通りとする。

- (1) 幹事会員 (議決権を保有する)

本会の目的に賛同し、MA-Tが関連する各カテゴリーを牽引する企業。

理事会において承認を得た者とする。

発明者である株式会社エースネット、及び主たる研究開発を担う株式会社dotAquaは幹事会員。

- (2) 特別会員 (議決権を保有する)

本会の目的に賛同し、MA-T製品及びその関連製品の製造・販売企業等。
また理事会において承認を得た者とする。

(3) 正会員（議決権を保有しない）

本会の目的に賛同し、MA-T製品及びその関連製品の製造・販売企業等。
理事会において承認を得た者とする。

(4) 一般会員（議決権を保有しない）

本会の目的とMA-T製品・技術の魅力に賛同し、自社製品を持たない企業。
理事会において承認を得た者とする。

2. (1)～(2)は、本会の構成員として会則上会員に認められる権限を持ち、定められた義務を負担する。(3)～(4)、本会の運営を賛助し、本会から情報入手することができる。また、本会が主催する展示会等に参加できる。

第6条（入会）

新たに入会を希望する企業等は、別に定める入会申込書の所定の事項を記入し、工業会が定める2社の推薦状を添えて申し込むものとする。

前項の入会申込みがあった場合は、理事会の3分の2以上の承認を経て入会を認めるものとする。会員は、法人又は団体の代表者として権利を行使する者1名（以下「会員代表者」という。）を届ける。会員代表者を変更する場合は、別に定める変更届を提出する。新たに入会する者からは入会金を徴収する。入会金は、¥500,000とする。ただし、一般会員からは徴収しない。

第7条（会員種別の移動）

会員が会員種別を移動しようとするときは、別に定める移動届を提出して理事会の3分の2以上承認を得るものとする。

一般会員から正会員へ移行する者は、既納の入会金および会費の差額分を納入する。正会員から一般会員に移行する者は、既納の入会金および会費は、いかなる場合でもこれを返却しない。他の会員種別の移動についても同様の扱いとする。

第8条（退会）

1. 会員が退会を希望する場合は、別に定める退会届書を提出して退会する。
2. 会員が退会した場合は、本会に対する一切の権利を失い、同時に義務を免れる。
ただし、未納の会費等は徴収され、既納の会費及び入会金等は返還しない。

第9条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合は、会員資格を失う。

1. 退会したとき。
2. 法人又は団体が解散し又は破産したとき。
3. 会費を納入せず、催促後なお会費を6ヶ月以上納入しないとき。
4. 除名されたとき。

第10条（除名）

会員に次に掲げる各号のうちいずれか一つ以上に該当する行為があった時は、総会の特別決議を経て、当該会員を除名することができる。

1. この会則、関係する法律、省令等に違反しMA-T製品及びその関連製品を製造販売、仕入販売、委託製造又は受託製造したとき。
2. 入会申込書に虚偽の記載があったとき。
3. 本会の名誉を著しく毀損し、又は本会の趣旨に反する行為をしたとき。

第11条（会費）

1. 本会は、その行う事業の費用に充てるため、会員に対し、入会金とは別に、次項に定める会費を賦課する。

2. 会費

幹事会員	¥2,000,000-
特別会員	¥1,000,000-
正会員	¥500,000-
一般会員	¥100,000-

3. 会費は翌年度になるまでに納入する（初年度は除く）。

第4章 会員総会

第12条（目的）

会員総会は、会員相互の情報共有の為に開催する。

第13条（種別及び構成）

1. 会員総会は、通常会員総会及び臨時会員総会とする。
2. 会員総会は、幹事会員、特別会員、正会員、一般会員をもって構成する。

第14条（招集）

会員総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

第15条（議長）

会員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。
代表理事が欠席の場合は、その他の理事が代理で行う。

第16条（報告事項）

総会においては、次の事項を報告する。

1. 事業計画及び収支予算
2. 事業報告及び収支決算
3. 会則の変更
4. 役員を選任及び解任
5. 前各号のほか理事会で必要と認めた事項

第5章 役員

第17条（役員の設定）

本会に次の役員を置く。

理事 3名以上9名以内（代表理事1名、専務理事1名、常務理事1名）

監事 1名以上3名以内

第18条（役員を選出）

1. 理事及び監事は、理事会が提出するリストに基づいて総会の決議によって選出する。
2. 代表理事及び専務理事、常務理事は理事会の決議により、理事の中から選定する。

第19条（理事の職務及び権限）

理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

第20条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第21条（役員任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第22条（役員解任）

理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

第23条（役員報酬）

理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

第24条（理事会の構成）

理事会は全ての理事をもって構成する。

第25条（理事会の職務）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事及び専務理事、常務理事の選任及び解職
- (4) 会則の変更

第26条（理事会の招集）

理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第27条（決議）

理事会の決議は、理事の過半数が出席し、決議について特別の利害関係を有する理事を除く過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第28条（議事録）

理事会の議事については、議事録を作成する。

出席した理事のうち、代表理事が指名した議事録署名人は前項の議事録に記名捺印する。

第7章 資産および会計

第29条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第30条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第31条（剰余金の不分配）

この法人の剰余金の分配は、行わないものとする。

第8章 委員会

第32条（専門部会、委員会等）

1. 本会には、理事会の決議により専門分野における研究調査、対策立案に当たる専門部会、委員会を置くことができる。
2. 理事は、原則として各専門部会、委員会を分担する。
3. 代表理事及び専務理事、常務理事は、随時専門部会、委員会に出席し意見を述べるることができる。
4. 専門部会、委員会の構成、運営並びに運営経費等については別に定める規定による。

第9章 事務局

第33条 (事務局)

本会の事務を処理するため事務局を置くことができる。事務局に関する規定は理事会の決議を経て別にこれを定める。

第10章 残余財産の処分

第34条 (残余財産の処分)

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 その他

第35条 (細則)

1. 理事会の決議を経て、必要な細則を定めることができる。
2. 細則の改正は、理事会の決議を経て行う。

附則

本会則は、2020年12月1日より制定施行する。